



みんなには おかや

財団法人 岡谷市国際交流協会(OIEA)
 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所4階
 TEL: (0266) 24-3226 FAX: (0266) 24-3229
 E-mail: oiea@oiea.jp URL: www.oiea.jp
 2009年10月15日発行 秋号

このニュースレターは財団法人岡谷市国際交流協会が外国籍市民の皆様へ日本の文化をお伝えしながら、様々な生活に役立つ情報を提供しようと季節ごと4回発行しております。ご意見、お問い合わせは上記へお寄せください。

(あらたな ざいりゅうかんりせいど と

がいこくじんたいちようせいど)

新たな在留管理制度と外国人台帳制度

2012年に外国人登録制度(外国人登録証明書)が廃止されます。日本政府は、在留管理の更なる強化に向けて、外国人登録制度を廃止し、「新たな在留管理制度」と「外国人台帳制度」に変更すると説明しています。在留管理は入管(国)の業務であり、内容は在留許可等がありますが、「新たな在留管理制度」は、今までの業務に加え、今まで市町村で発行していた外国人登録証明書を廃止し、「在留カード」を入管が渡すこととなります。これにより、市町村では、外国籍者の情報が把握できなくなるので、「外国人台帳制度」に移行して、市町村が自ら住民の方々へ行政サービスの提供をスムーズに行うことができるようになります。「外国人台帳制度」とは、現在、市町村が個人単位で作成、管理している外国人登録原票を、住民基本台帳と同じ世帯単位の記録に移行し、住民基本台帳ネットワークと連携して、全国の市町村で外国人の情報を共有、日本人配偶者らが同居する世帯の情報も把握できるようになります。例えば、日本人の夫と外国人妻の世帯、このような世帯を混合世帯言いますが、このような世帯も市町村が把握できるようになるわけです。

また、「新たな在留管理制度」の導入にあたっては、在留期間の延長(3年→5年)や在留資格区分の見直し(「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」に統一)などメリットが期待される反面、「外国人台帳制度」の「対象となる外国人の範囲」を次のように説明しています。外国人登録は在留資格とは関係なく、在留資格がない方でも登録ができました。しかし「外国人台帳制度」では、「在留カード」を持っている人が対象となっております。「在留カード」は在留資格の許可を受けるときに入管で発行されますので、在留資格を持っていない場合は「外国人台帳制度」から除外されてしまいます。これは、在留資格を持っていない外国人は、市町村が行政サービスを行う対象ではないとのことだそうです。現在、外国人登録をしている方でも、在留資格がない場合は、新しく作られる「外国人台帳制度」からは職権で削除されてしまいます。今まで、国とは別に、市町村単位で行ってきたサービスもこの新たな制度によって、受けられない住民が出てきてしまうのは残念です。

最後に、特別永住者につきましては、今までどおり市町村の窓口で「外国人登録証明書」と同様の「特別永住者証明書」が交付されます。



☆日本の風物詩 ~知って楽しい日本の文化~

仏教(ぶつきょう)

仏教が日本に伝わったのは6世紀の半ばでした。その後当時の政治権力闘争の中で仏教擁護派が勝利を収め、国家の保護の下で各地に寺院が作られ、全国に広められることになりました。鎌倉時代(1185~1333)には、仏教は新たな指導者が何人も現れて思想的深化が図られ、弱者を救済する立場を鮮明にさせました。禅宗はやはり鎌倉時代に中国で学んだ僧によって日本にもたらされ、主に武士の宗教として栄えました。現在、日本では仏教を背景に持つ文化が民衆の生活に深く根を下ろし、神道とともに日本の精神文化を形成しています。また、近代に至っても絶えず仏教の新しい宗派が起り、信者を獲得しています。



寺(てら)

寺は、僧や尼が居住して修業や仏事などを行うところで、仏像が安置されています。入口には山門があり、本堂、講堂、塔、鐘楼などからなっています。屋根はほとんどがからぶきです。また、日本人の墓のほとんどは寺の敷地内にあります。人々は、盆や彼岸には先祖の墓参りのために寺に行き、死者の命日には親戚中が集まり、寺で僧にお経をあげてもらいます。一方、京都や奈良には、千年以上もの歴史を持ち、現在では観光名所にも数えられる寺がいくつもあります。そのような寺へはたてものぶつぞうはいかん建物を仏像を拝観する目的で出かけるのです。



僧、お坊さん(そう、おぼうさん)

僧は出家して仏門に入った人で、ふつう髪を剃り、袈裟を着用します。肉食や妻帯もせず、滝に打たれたりする荒行による精神修養を続ける場合もありますが、僧の多くは通常の生活を営み、任意に結婚もしています。若い頃は、大部分が寺に住み込みで修行し、墓を維持したり、寺で行われる法要や読経したりしますが、葬式や法要などの際には家庭にむけての読経もします。



こくさいけっこん 国際結婚



こくさいけっこんは

国際結婚とは

日本でも、国際結婚が増えてきていますが、国際結婚と一言でいってもその形態は実に様々です。日本は結婚、離婚が実に簡単で、日本人同士の間では、市町村役場に紙一枚を提出すればそれで終わりです。離婚に関してもお互いが離婚することに同意していれば紙一枚で済みます。

しかし、国際結婚となるとそんなに単純ではありません。最近、岡谷市国際交流協会の相談窓口にも夫婦間の問題を訴える方も増えています。「離婚をしたいがどうしたらよいですか？」簡単な手続きではないのが現実です。国籍の数だけ法律がありますので、結婚する時期、場所、法律で定められた要件などをクリアしてはじめて結婚ができることとなります。中には相手の外国人の方が再婚というケースもありますし、国によっては離婚制度がない場合など国際結婚はケースによってその手続きが全て違うと言っても決して過言ではありません。手続きは、自分たちで市役所や大使館へ行き手続きを行う場合もありますし、あまりにもややこしい場合は国際結婚の専門家へ依頼する事も出来るようです。

婚姻要件具備証明書

日本国内における国際結婚であればどんなケースでもまず問題になるのが、この「婚姻要件具備証明書」です。日本国内での国際結婚は、この婚姻要件具備証明書をとることから始まります。婚姻要件具備証明書(独身証明書)とは、相手の外国籍の人が独身であり、相手側の国の法律で結婚できる条件を備えているということを相手国政府が証明した公文書のことです。国によっては婚姻要件具備証明書は発行しないで、これに替わる文書を発行しているところもあるので大使館などに問い合わせましょう。そして、在外公館で要求される要件を満たし、必要書類をそろえなければ婚姻要件具備証明書の発行を受けることは出来ませんので注意しましょう。

基本的な国際結婚の流れ

最初に日本の役所に届けを出す場合

日本の役所へ提出する書類の収集

役所へ書類を提出

日本での婚姻成立

戸籍に婚姻の事実が記載

戸籍を「婚姻証明」として

日本にある相手国大使館等へ届出

相手国での婚姻成立

最初に相手国の公的機関へ届出を出す場合

相手国の要求する書類の収集

日本にある相手国の大使館等で婚姻手続き

相手国での婚姻成立

相手国発行の「婚姻証明書」

婚姻証明書を翻訳、日本の役所へ提出

日本での婚姻成立

ほうりつじょう てつづ とどけで 法律上の手続き・届出

にほんたいざいちゅう、ひとり しみんとして かくしゅ きょうせいさーびす う ことができます。どうじ、いちしみん ぎむ まも する 必要があります。同時に、一市民としての義務と、守らなければならない決まりも
あります。以下の手続きは日本で安心して生活するために必要ですので忘れずに行ってください。



☆外国人登録☆

新規登録

にほん にちいじょうたいざい がいこくじん ほう きよじゅうち しちょうそん やくば じょうりく にちい ない
日本に90日以上滞在する外国人の方は、居住地の市町村役場で、上陸から90日以内に
がいこくじん とうろく 外国人登録手続きは、本人が市役所市民生活課
外国人登録をしなければなりません。外国人登録手続きは、本人が市役所市民生活課
(岡谷市役所1階・写真)に outward、窓口で申請書に記入し、パスポートと写真2枚(4.5cm x
ていしゅつ しんせいしよ まどぐち
3.5cm)を提出してください。申請書は窓口でもらえます。

ざいりゅうきかん いちねんいじょう ばあい は しょう名が必要ですが、16さい未満の方は写真の提出及び
署名の必要はありません。また、在留期間が1年未満の場合は16歳以上でも写真の提出のみで、署名の必要はありません。
登録が行われると、外国人登録証明書が交付されます。東京入国管理局で作成するため、発行には約3週間かかります。
この証明書は常時携帯し、入国審査官、警察官等から提示を求められた場合は提示しなければなりません。

他の市町村から岡谷への転入

た しちょうそん おかや てんにゅう
他の市町村から岡谷市へ住所を移す場合は、住所を定めてから14日以内に外国人登録証明書を持参の上、市役所市民生活課
で住所変更の手続きをしてください。

登録証明書の確認と引替

16歳以上の外国人の方は、外国人登録を済ませた後、登録証明書の確認を在留資格により1年から5年毎に受ける必要がありま
す。16歳未満の方は16歳の誕生日から30日以内に行い以後5年毎に手続きをしてください。また、登録証明書を紛失した場合
や破損、汚損した場合は市役所市民生活課で再交付及び引替え交付の手続きをしてください。いずれの場合も旅券と写真2枚を
提出して申請してください。

入国管理

日本に入国する際等に与えられた在留資格に応じ、日本に滞在する期間や活動できる内容が異なります。
在留資格の変更や在留期間の延長、再入国許可証の発行などは入国管理局でできます。パスポートと外国人登録カード、申請書などが必要で
す。詳しくは・・・

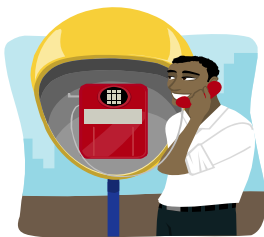
入国管理局へお問い合わせください。

東京入国管理局 東京都千代田区大手町1-3-1 Tel: (03) 3213-8111

入国管理局インフォメーション・センター 東京都千代田区大手町1-3-1 Tel: (03) 3213-8523

(中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語)

東京入国管理局長野出張所 長野市大字長野旭町1108番地 Tel: (0262) -323317



☆婚姻・母子健康手帳・出生・死亡などの届出☆

婚姻

日本の方式により結婚するには、市役所市民生活課へ婚姻届を提出します。婚姻届には婚姻要件具備証明書、出生証明書等の
添付書類が必要です。

母子健康手帳

妊娠したら、市役所市民生活課へ届出をして「母子健康手帳」の交付を受けてください。この手帳は、妊娠中のお母さんの健康
状態と赤ちゃんの成長記録になります。

しゅっせいとどけ
出生届

日本で子どもが生まれた場合は、14日以内に市役所市民生活課へ出生届と印鑑、母子健康手帳を提出してください。子どもの外国人登録をしてください。両親のどちらかが日本人の場合は、日本国籍を取得できますので外国人登録の必要はありません。出生届受理証明書を2通請求してください。これは子どもの自国での大使館での旅券申請及び入国管理局での在留資格の取得申請に必要なになります。なお、入国管理局への在留資格取得申請は出生後30日以内にしなければなりません。

しぼう
死亡
日本で死亡した場合には、親族または責任者が医師の死亡診断書のついた死亡届を市役所市民生活課に提出してください。外国人登録証明書と国民健康保険証も同時に返納してください。また、自国の大使館への連絡は必要です。

とどけでじゅりしやうめいしよ
届出受理証明書
出生、死亡、婚姻、離婚等の届出をしたという証明書が必要なときは、市役所市民生活課の窓口で受理証明書を請求してください。料金は350円です。



ぜいきん
★税金★

日本では、個人の所得に対して所得税と住民税が課税されます。
所得税
所得税の確定申告をする人は、前年1月1日から12月31日までの一年間の所得を3月15日までに申告し、納付をする必要があります。しかし、給与所得者は、通常源泉徴収されていますので、確定申告が必要でない人がいます。日本から出国する場合には、原則として納税管理人を指定するか、出発の時までに確定申告をしなければなりません。
住民税

住民税は県民税と市税に分けられます。住民税は前年における所得を基にして計算されます。会社の従業員の方は、住民税は市役所からの通知に基づき、6月から5月までの毎月、給料から特別徴収されます。給与所得以外の所得があれば、税金は通常の6月、8月、10月、1月の4期に分けて納税通知書により最寄りの金融機関で納めます。年の途中で出国する場合には残りの税額を納めていただく必要があります。特別徴収である場合は一括徴収するよう会社に申し出てください。また、納税通知書で納める場合にも残りの税額全てを納めることを市役所へ申し出てください。住民税については市役所税務課(Tel: 23-4811 内線1125)へお尋ねください。

お か や てんしゅつ
★岡谷から転出★

岡谷から転出する前に必要なことは以下のとおりです。

- ①国民健康保険に加入している人は、国民健康保険証の返還
- ②印鑑登録をしている人は、印鑑登録証の返還
- ③税金の精算

岡谷市から他の市町村へ住所を移す場合は、外国人登録証明書を転出先の市町村役場へ提出し、登録してください。

お か や こ う え ん し ょ う かい
岡谷の公園紹介

いずはやこうえん
出早公園

お か や し お さ ち ゃ い ず は や
岡谷市長地出早

10月下旬～11月上旬には紅葉が、目を楽しませてくれます。特に、
楓を中心とした240種の草木が秋の日を受けて輝く紅葉は、まさに絶景といえます。
また出早雄小菽神社は植物の種類も多く市の天然記念物に指定されています。
4月にはカタクリが、秋にはもみじなど紅葉が美しい公園です。
清流横河川の扇状地にある出早公園は、横河川の上流に位置し、
その自然の美しさには目を見張る物があります。